

ヨンガン  
2018 靈光国際スマートe-モビリティEXPO

2018.10.11(木)～14(日) ヨンガン テ マ 靈光大馬産業団地e-モビリティ研究センター

出展申込契約書

[海外出展企業]

出展者の情報

会社名	[英語]		
住所	[ ]		
代表者		代表者 E-mail	
事業者登録番号	-	-	会社のホームページ
展示会 担当者	氏名:	役職:	E-mail :
	電話:	FAX:	携帯電話:

展示製品の情報

スマートeモビリティ Smart e-Mobility	<input type="checkbox"/> 超小型電気自動車	<input type="checkbox"/> 電気二輪車	<input type="checkbox"/> 農業、特殊用電動車両
	<input type="checkbox"/> 交通弱者用の電動車両	<input type="checkbox"/> バッテリー、装備、部品	<input type="checkbox"/> その他の関連製品
電気自転車 Electric Bike	<input type="checkbox"/> 電気自転車の完成車	<input type="checkbox"/> ミニ電気自転車	<input type="checkbox"/> 子供用電気自転車
	<input type="checkbox"/> フレーム	<input type="checkbox"/> 電気充電バッテリー	<input type="checkbox"/> 電気自転車コンポーネント
	<input type="checkbox"/> 部品及びアクセサリ、衣類	<input type="checkbox"/> 工具及び装備	<input type="checkbox"/> ヘルメット及び保護装具
パーソナルモビリティ Personal Mobility	<input type="checkbox"/> 電動キックボード	<input type="checkbox"/> 電動ホイール(一輪型/二輪型)	<input type="checkbox"/> 電動ボード
	<input type="checkbox"/> 自律バランス装置	<input type="checkbox"/> ポストモダン電気モビリティ	<input type="checkbox"/> LSV(低速移動手段)
	<input type="checkbox"/> 電気充電バッテリー	<input type="checkbox"/> 部品及びアクセサリ、工具、装備	<input type="checkbox"/> 安全保険
展示品の詳細な内訳			

※ 出展部門別にブースが配置されますので、慎重に判断して表記・記載して下さいようお願い致します。

出展ブースのお申込み

区分	単価(1ブース)	お申込み数量	備考
基本ブース	無料	(ブース数をご記入ください。)ブース	

- ・ 1ブースの大きさは3m×3m=9㎡(約2.7坪)、最小申込規模:基本ブースは1ブース(9㎡)以上、海外出展企業には3ブースまで無料でご提供いたします。
- ・ 基本ブースに含まれる事項:壁面、商号看板、カーペット、案内デスクと椅子1組、ソフトライト2個(基本ブースの提供事項は一部変更になることがあります。)
- ・ 保証金は申込書を提出後、2018年9月11日(火)までにお振込みください。
- ・ 保証金振込先 SWIFTコード(B.I.C): NACFKRSEXXX 口座番号:NH農協銀行(Nonghyup Bank) 301-0228-5877-71 口座名義:靈光郡e-モビリティEXPO推進団

当社は、2018靈光国際スマートe-モビリティEXPO組織委員会の出展規程(裏面に記載)に  
同意・誓約し、上記の内容の通り出展申込契約書を提出します。

201 年 月 日

代表者 (印)

担当者 (印)

2018靈光国際スマートe-モビリティEXPO組織委員会御中

全羅南道 靈光郡 大馬面 電気車1路199-4 eモビリティ研究センター2F TEL +82-61-350-3453 FAX +82-61-350-3454 Email puri4387@hanmail.net

ヨンガン  
2018 靈光国際スマートe-モビリティEXPO

2018.10.11(木)~14(日)、ヨンガン テマ 靈光大馬産業団地e-モビリティ研究センター

# 展示会出展規程

## 第1条 用語の定義

1. 出展者とは、本EXPOに出展するために出展申込契約書を提出した個人、会社、機関及び団体をいいます。
2. 展示会とは、2018 靈光国際スマートe-モビリティEXPOをいいます。
3. 主催者とは、共同主催者である産業通商資源部、全羅南道、靈光郡、自動車部品研究院、(社)韓国スマートe-モビリティ協会をいいます。

## 第2条 出展申込及び契約

1. 展示会への出展申込を行うとする者は、主催者が作成した所定の出展申込契約書に必要事項を記入し、主催者に提出しなければなりません。
2. 出展者が出展申込契約書を提出し、2018年9月11日までに定められた保証金の支払いを完了することで本約定は成立されたものとみなします。
3. 但し、出展申込書を提出しても、主催者が博覧会の円滑な構成や進行のために出展を承認しなかった場合、また展示会場の面積が全て埋まってしまった場合には主催者は出展申込の受付及び契約を拒否することができます。
4. 付帯施設及び基本プースの設置工事は出展者の申込を受けて主催者が提供するものとし、出展申込書および付帯施設申込内容に変動事項が発生した場合には直ちに主催者にこれを通知しなければなりません。未通知による不利益については出展者が責任を負うものとします。

## 第3条 展示プースの位置決定

1. 主催者は、申込の受付順、申込面積、展示品の性質及び分類など、その他合理的な方法に基づき出展者ごとに展示位置を決定します。
2. 主催者は、展示会場における空間の調和、観覧効率及び展示効果などを考慮し、全般的な展示会場運営において必要であると認定した場合、出展者に割り当てた展示場所を変更することができます。このような変更は主催者の裁量で行うことができ、出展者は同変更の結果に対する補償を請求することができません。

## 第4条 展示室の管理

1. 出展者は、出展申込書に明示した展示品を展示し、常駐スタッフを配置し、自社プース(Booth)の管理に万全を期さなければなりません。
2. 出展者が出展申込書に明示した展示品と相違する物品を展示したり展示の性格に符合しない物品を展示したりした場合、主催者は、直ちに中止、撤去または搬出を命じることができます。この場合、出展料金は返還されず、出展者はこれによる賠償を請求することはできません。
3. 出展者は、主催者の事前の承認を得ることなく、賃貸された展示面積以外に展示品を展示することはできません。
4. 出展者は、主催者の書面での同意を得ることなく、展示面積の全部又は一部を他人に譲渡することはできません。
5. 展示会場内でイベントを行うとする出展者は、事前に主催者にその内容を通知し許可を求めなければならず、客引き行為や大音量を出すことは厳格に禁じます。万一、過度な騒音または周辺プースの広報活動に迷惑を及ぼすと判断される場合には、主催者はイベントの中断を要請でき、出展者はその要請に従いイベントを中断しなければなりません。
6. 出展者は、展示室の床、天井、壁面などへの塗装などの原状変更は行うことができず、展示会場の損傷については原状回復など主催者の損害を賠償しなければなりません。

## 第5条 支払い条件

1. 出展者は、契約書を提出した後、2018年9月11日(火)までに保証金の支払いを完了しなければなりません。
2. 出展者が指定された期日までに保証金の支払いを完了しなかった場合、主催者は出展契約を解除することができます。
3. 保証金を完納した海外出展企業は、展示会に出展した後、主催者から保証金の100%払い戻しを受けることができます。

## 第6条 解約

1. 出展者が契約した展示面積の全部または一部の使用を放棄したり拒否したりする場合、既に払い込まれた出展料及び付帯費用については返還を請求することはできず、本規程第7条に従って処理するものとします。
2. 主催者が展示会の開催を中止した場合、既に払い込まれた出展料金の全額を出展者に返還します。但し、不可抗力事由及びその他主催者の帰責事由ではない特別な事情により展示会が中止または開催日が変更されたり縮小されたりした場合には、この返還は致しません。この場合、出展者は主催者に補償を請求することができません。

## 第7条 出展の取消及び違約金

出展者が出展申込書を提出した後、出展を取消または規模を縮小する場合、次に定める違約金相当額を出展取消または規模変更後15日以内に主催者に支払わなければなりません。但し、既に払い込まれた出展料は同解約金として相殺し、不足時には追加支払いをしなければならず、剰余した場合には返還されるものとします。

- 2018年9月11日以前に出展取消または規模の縮小: 保証金全額の50%を違約金として主催者に納付しなければなりません。
- 2018年9月11日以降に出展取消または規模の縮小: 保証金全額の100%を違約金として主催者に納付しなければなりません。

1. 出展者は、割り当てられた展示面積・指定期間内に設置及び展示品の搬入、陳列を完了しなければなりません。
2. 設置のための展示会場の使用時間は、午前8時から午後8時までとし、規定時間外の追加作業が必要な場合、主催者の許可を得なければなりません。

## 第8条 展示品及び設置物の搬出

出展者は、指定期間内に全ての展示品及び設置物を搬出しなければならず、搬出が遅延する場合には主催者が負担することになる諸般の費用を主催者に支払わなければなりません。

## 第9条 展示会場の警備、危険負担及び保険

1. 主催者は、出展者及び来場者のために適切な警備を行います。
2. 出展者は、展示期間及び設置、撤去期間中に発生する割り当て面積内の設置物及び展示品に対する毀損及び盗難について全般的な責任を負います。
3. 出展者が故意または過失により火災、盗難、破損、その他の事故を発生させ、主催者または第三者に損害を与えた場合には、出展者が全面的に賠償責任を負い、展示品などに対する保険加入についても出展者の責任で行うものとします。

## 第10条 防火規則

1. 設置物及び展示会場内の全ての資材は、消防法規に従い適切な不燃処理が施されていなければなりません。
2. 主催者は、必要に従い、出展者に火災防止に関連した是正を要求することができます。

## 第11条 補充規定

1. 主催者は、必要な場合、出展規程に明示されていない補充規定を制定することができ、出展者はこれを遵守しなければなりません。
2. 補充される規定は、出展規定の一部となり、出展者はこれを遵守しなければなりません。
3. 出展者は、主催者が定めた展示会場内での諸規定を遵守しなければなりません。

## 第12条 紛争の解決

本出展規定の解釈に関して主催者と出展者の間に発生した紛争及びその他双方の権利・義務に関する紛争は、大韓商事仲裁院の仲裁判定に従い、その判定に対して裁判所で提訴することはできません。